第９回定時株主総会
招集ご通知

目　次

招集ご通知

第９回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使等についてのご案内 …… 3

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件 …… 6
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件 …… 12
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 …… 16
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 … 20
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 …… 22
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 …… 22
第７号議案　取締役、執行役員および従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件…… 23

提供書面

事業報告

１．企業集団の現況 …… 29
２．会社の現況 …… 40

連結計算書類 …… 49

計算書類 …… 52

監査報告 …… 55

株式会社 UKCホールディングス

証券コード：3156

証券コード　3156
平成30年６月11日

株　主　各　位

東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社 UKCホールディングス
取締役社長　栗　田　伸　樹

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［郵送による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年６月25日（月曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁から４頁の「議決権行使等についてのご案内」のうち「インターネットで議決権を行使される場合」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時

2．場　　所　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 30階
ダイヤモンド30

3．目的事項

報告事項　1．第９期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第９期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第７号議案　取締役、執行役員および従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ukcgroup.com/）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本提供書面に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

日 時 **平成30年 6 月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **品川プリンスホテル メインタワー 30階**
ダイヤモンド30
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **平成30年 6 月25日（月曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **平成30年 6 月25日（月曜日）午後５時30分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

④ インターネットによる議決権行使は、平成30年６月25日（月曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止させていただきます。）

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

（携帯用QR）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案から第６号議案までに共通するご参考事項

本株主総会参考書類６頁から22頁までに記載の第１号議案から第６号議案の各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する理由および監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

◆監査等委員会設置会社への移行理由

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題と捉え、従来より経営の透明性の向上、意思決定の迅速化の確保に取り組んでまいりました。今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役である監査等委員が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させることができると考えております。また、取締役会から業務執行の機能を分離し、業務上の意思決定のさらなる迅速化を実現することで、当社を取り巻く経営環境において必要となる迅速・果断な意思決定を行う仕組みを構築してまいります。

◆監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社は、監査役・監査役会に代わり、３名以上の取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める監査等委員会が設置されます。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において意見を述べる権限を有します。これらの点から、監査等委員・監査等委員会による監督機能の強化が見込まれます。

また、監査等委員会設置会社においては、定款の規定に基づき、取締役会の決議によって意思決定の権限を一定程度取締役へ委譲することが可能です。これにより、業務上の意思決定を迅速に行えるようになるとともに、執行と監督を分離できることから、監督の実効性をより高めることが可能になると考えております。

第１号議案　定款一部変更の件

（1）提案の理由

①　経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

②　なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条（条文省略）	（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （削除） （3）会計監査人
第５条～第10条（条文省略）	（現行どおり）
（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使の手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条～第17条（条文省略）	（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（員　数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
（新設）	2　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任　期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	4　会社法第329条第３項に基づき補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。
第22条（条文省略）	（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第24条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第24条（条文省略）	第25条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（取締役への委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第25条（条文省略）	第27条（現行どおり）
（新設）	（監査等委員会規則） 第28条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条（条文省略）	第30条（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員　数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（任　期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	
第６章　会計監査人	第５章　会計監査人
第36条～第37条（条文省略）	第31条～第32条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　　算	第６章　計　　算
第39条～第42条（条文省略）	第34条～第37条（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １　当会社は、第９回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　第９回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

1

栗田（くりた）　伸樹（のぶき）
（昭和30年５月６日生）

再任

■所有する当社の株式数
430株

■取締役在任年数
９ヶ月

■当期における
取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

略歴、当社における地位および担当

昭和54年４月	ソニー(株)入社
平成11年５月	Sony de Mexicoプレジデント
平成15年４月	ソニー(株)IT＆モバイルソリューションズネットワークカンパニー・e-ビークルカンパニープレジデント
平成21年７月	ソニーマーケティング(株)代表取締役執行役員社長／グループ役員
平成24年４月	索尼(中国)有限公司(ソニー･チャイナ)総裁
平成29年９月	当社代表取締役社長
平成29年10月	当社代表取締役社長（管理管掌）（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

長年にわたりエレクトロニクス業界に従事しているほか、ソニーマーケティング(株)代表取締役執行役員社長や索尼(中国)有限公司(ソニー・チャイナ)董事長・総裁等を歴任し、国内外事業の豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しており、引き続き当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2

矢島（やじま） 浩（ひろし）
（昭和32年 8 月24日生）

再 任

■所有する当社の株式数
105株

■取締役在任年数
9 ヶ月

■当期における
取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

略歴、当社における地位および担当

昭和56年 4 月　菱洋電機(株)（現：菱洋エレクトロ(株)）入社
昭和62年 2 月　ソニー(株)入社
平成13年 4 月　同社コンポーネント本部SoCマーケティング部統括部長
平成17年 6 月　ソニー台湾デバイスマーケティング副総経理
平成18年10月　同社総経理
平成22年 3 月　ソニー韓国デバイスマーケティング部門社長
平成26年 7 月　ソニー中国・香港デバイスマーケティング部門社長
平成29年 9 月　当社取締役（営業管掌）（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

デバイス営業および海外における豊富な経験と見識を有しており、引き続き当社取締役として経営に参画することが、当社グループの成長戦略の実現に資すると判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3

三好（みよし）　林太郎（りんたろう）
（昭和32年５月４日生）

新任

■所有する当社の株式数
０株

略歴、当社における地位および担当

昭和56年４月　ソニー（株）入社
平成15年４月　同社本社経営企画部門長
平成16年６月　Sony Electronics Inc.（米国）EVP,CFO
平成22年９月　ソニー（株）VP,トランスフォーメーションマネジメントオフィス室長
平成24年４月　同社VP,デジタルイメージング事業本部経営企画部門長
平成26年４月　同社VP,索尼（中国）有限公司（ソニー・チャイナ）董事・CFO
平成29年９月　当社特別顧問
平成29年10月　当社グループ上席執行役員CFO管理部門担当（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

グローバルエレクトロニクス企業において経営企画に係る要職やCFOを歴任するなど、豊富な経験と見識を有する候補者が経営に参画することが、当社グループの経営戦略・財務戦略の強化に資すると判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4

岩本（いわもと）　永三郎（えいさぶろう）
（昭和20年11月 4 日生）

再任　社外

独立

■所有する当社の株式数
0株

■社外取締役在任年数
9ヶ月

■当期における
取締役会への出席状況
11回／11回（100%）

略歴、当社における地位および担当

昭和46年 6 月　栄光ビジネスマシン(株)入社
昭和50年10月　日本テキサスインスツルメンツ(株)入社
昭和60年 7 月　ソニー(株)入社
平成18年 6 月　(株)バイテック代表取締役社長
平成22年 9 月　(株)iPネットワークス代表取締役
平成22年10月　ダブルスコープ(株)監査役（現任）
平成24年 6 月　国際電気コリア(株)監査役
平成29年 9 月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

ダブルスコープ(株)監査役

選任の理由

国内外の半導体メーカー/商社における経営者を含む幅広い経験と卓越した見識に基づき、特に当社主要事業である半導体および電子部品事業に関して、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できると判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

（注）1．岩本永三郎氏は、社外取締役候補者であります。
2．岩本永三郎氏は、当社との間で、会社法第427条第 1 項の規定により、同法第423条第 1 項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
3．当社は、岩本永三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。岩本永三郎氏は当社グループの主要な取引先であるソニー(株)に平成18年 2 月末まで在籍しておりましたが、退職後すでに12年 3 ヶ月が経過しており、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
なお、当社の社外取締役の独立性の判断基準は、後記のご参考に記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

朝香（あさか）　友治（ともはる）
(昭和27年１月 28日生)

新 任

■所有する当社の株式数
０株

略歴、当社における地位および担当

昭和49年４月　住友商事(株)入社
平成13年５月　欧州住友商事会社CFO
平成16年５月　住友商事(株)フィナンシャル・リソーシズグループ長補佐
平成18年６月　住友商事フィナンシャルマネジメント(株)代表取締役社長
平成21年６月　住商情報システム(株)（現SCSK(株)）常勤監査役
平成23年10月　SCSK(株)常勤監査役
平成25年６月　(株)JIEC常勤監査役
平成29年７月　当社顧問（現任）
平成29年８月　UKC ELECTRONICS(H.K.)CO.,LTD.董事

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

総合商社における豊富な経験や専門的な知識および事業会社の常勤監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な見地から主に財務や管理業務に係る有益な意見が期待できるとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2

島崎（しまざき）　憲明（のりあき）
（昭和21年 8 月19日生）

新 任　社 外

独 立

■所有する当社の株式数
2,250株

略歴、当社における地位および担当

昭和44年 4 月　住友商事(株)入社
平成10年 6 月　同社取締役
平成14年 4 月　同社代表取締役常務取締役
平成16年 4 月　同社代表取締役専務執行役員
平成17年 4 月　同社代表取締役副社長執行役員
平成21年 7 月　同社特別顧問
平成23年 6 月　(株)オートバックスセブン社外取締役（現任）
（平成30年６月21日退任予定）
日本証券業協会公益理事自主規制会議議長
平成25年 9 月　日本公認会計士協会顧問（現任）
平成26年 3 月　SBIホールディングス(株)経営諮問委員会委員
平成27年 6 月　当社社外取締役（現任）
平成28年 6 月　野村ホールディングス(株)社外取締役（現任）
野村證券(株)取締役（現任）
(株)ロジネットジャパン社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)オートバックスセブン社外取締役(平成30年６月21日退任予定)
野村ホールディングス(株)社外取締役
野村證券(株)取締役
(株)ロジネットジャパン社外取締役
日本公認会計士協会顧問

選任の理由

総合商社の経営者としての幅広い経験と会計分野の卓越した見識により、客観的な見地から適切なアドバイスが期待できるとともに、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3

戸川（とがわ） 清（きよし）
（昭和23年５月21日生）

新任 | **社外** | **独立**

■所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位および担当

昭和46年４月	日立化成工業㈱（現日立化成㈱）入社
平成12年４月	同社執行役国際事業推進室長
平成16年４月	同社執行役常務営業本部長
平成19年４月	同社執行役専務営業本部長
平成22年４月	同社執行役専務経営戦略本部長兼グループ会社室長
平成24年４月	青山学院大学法学部法学研究科非常勤講師
平成25年３月	VISTOM Marketing代表（現任）
	昭和電線ホールディングス㈱社外取締役（現任）
平成25年10月	上智大学経済学部非常勤講師
平成29年９月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

VISTOM Marketing代表
昭和電線ホールディングス㈱社外取締役

選任の理由

機能材料、先端部品・システムメーカーの営業責任者、経営戦略責任者や大学講師としての幅広い経験と卓越した見識に基づき、当社の経営を監督・監査していただくことが、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化につながるものと判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

（注）１．島崎憲明氏および戸川清氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
２．島崎憲明氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。なお同氏の取締役就任後の当期における取締役会出席状況は、23回/23回（100%）であります。
３．戸川清氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９ヶ月であります。なお同氏の監査役就任後の当期における取締役会出席状況は、10回/11回（90%）、監査役会出席状況は、10回／11回（90%）であります。
４．朝香友治氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、島崎憲明氏および戸川清氏は、当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏らの選任が承認された場合は、同氏らとの当該契約を継続する予定であります。

5．島崎憲明氏および戸川清氏の各氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏らを、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
なお、当社の社外取締役の独立性の判断基準は、後記のご参考に記載しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

坂倉（さかくら）　裕司（ゆうじ）
（昭和26年５月３日生）

新任　社外

独立

■所有する当社の株式数
０株

略歴、当社における地位

昭和49年４月　日商岩井㈱入社
平成10年４月　同社市場金融部長
平成11年６月　日商岩井証券㈱代表取締役社長
平成16年３月　フィデス証券㈱代表取締役社長
平成17年４月　イー・トレード証券㈱執行役員法人営業部長
平成17年９月　GCA㈱チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
平成18年５月　同社取締役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
平成19年７月　GCAサヴィアン㈱チーフ・デベロップメント・オフィサー
平成23年５月　リレーションズJAPAN㈱代表取締役（現任）
平成23年６月　㈱オートバックスセブン社外監査役（現任）
平成26年３月　㈱フルキャストホールディングス社外監査役
平成28年６月　当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

リレーションズJAPAN㈱代表取締役
㈱オートバックスセブン社外監査役

選任の理由

総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、そしてM＆Aアドバイザリーファームの最高財務責任者としての長年にわたる実務経験と培った各種見識を有することから、当社の経営を監督・監査していただくことが、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化につながると判断したためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

（注）１．坂倉裕司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
２．坂倉裕司氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。なお同氏の監査役就任後の当期における取締役会出席状況は、22回／23回（95%）、監査役会出席状況は、19回／19回（100%）であります。
３．坂倉裕司氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
４．坂倉裕司氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
なお、当社の社外取締役の独立性の判断基準は、後記のご参考に記載しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成22年６月29日開催の第１回定時株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、４名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役、執行役員および従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、以下の要領により対象者に対し特に有利な条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬等に該当します。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり可決されますと、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）となりますが、これとは別枠にて取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由およびその新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される新株予約権１個当たりの公正な評価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

２．新株予約権の内容

（1）新株予約権の割当対象者

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式250,000株を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）を付与対象とする新株予約権の目的となる株式数は100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 新株予約権の総数

2,500個を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は1,000個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込価額」を「１株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より２年間とする。ただし、権利行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または執行役員、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

3．新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

4．新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

5．取締役に対する報酬等の具体的な算定方法および新株予約権の公正な評価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正な評価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個当たりの公正な評価額は、割当日における諸条件をもとに「ブラック・ショールズ・モデル」を用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

以　上

〔ご参考〕独立性の判断基準

当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外取締役または社外取締役候補者は独立性を有しているものと判断します。

1．当社および当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者*1または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2．当社グループの主要な取引先*2またはその業務執行者
3．当社グループを主要な取引先とする者*3またはその業務執行者
4．当社グループの主要な借入先*4またはその業務執行者
5．当社の総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している株主またはその業務執行者
6．当社グループが総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
7．当社または当社の連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
8．当社グループから役員報酬以外に多額*5の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体に所属する者）
9．当社グループから多額の寄付または助成を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体の業務執行者）
10．当社グループの業務執行者が社外取締役または社外監査役となっている会社の業務執行者
11．上記２から８までのいずれかに過去３年間において該当していた者
12．上記１から８までおよび11のいずれかに該当する者が重要な者*6である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

＊1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
＊2：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の額の支払を当社グループに行っている者をいう。
＊3：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の額の支払を当社グループから受けた者をいう。
＊4：当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の２％以上を当社グループに融資していたものをいう。
＊5：多額とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間連結売上高または総収入の２％以上をいう。
＊6：重要な者とは、会社においては業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職、会社以外の団体においては当該団体に所属する者をいう。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策ならびに日銀の継続的な金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢、設備投資の改善等、緩やかな回復基調にあるものの、米国をはじめとした保護主義の台頭や英国のＥＵ離脱問題、地政学的リスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属しておりますエレクトロニクス業界におきましては、その牽引役をスマートフォンに依存する傾向が続いていますが、その成長性は鈍化しています。その一方で、自動車の電子化・自動化やＩｏＴ（モノのインターネット化）／ＡＩ（人工知能）の進展により、車載、産業分野を中心に市場の拡大が期待されます。

このような状況の下、当社グループは、ソニー製の半導体・電子部品事業を軸とし、自社工場におけるＥＭＳ（電子機器受託製造サービス）等の高付加価値事業の拡大、取扱い製品の拡張、新規事業の創出に引き続き注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、3,014億49百万円（前連結会計年度比10.1％増）、営業利益は43億84百万円（前連結会計年度は66億３百万円の損失）、経常利益は39億８百万円（前連結会計年度は73億85百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億29百万円（前連結会計年度は86億88百万円の損失）となりました。なお、香港およびシンガポールにおいて計上した貸倒引当金繰入額の影響により、前連結会計年度は、営業損失、経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

［半導体および電子部品事業］

半導体および電子部品事業におきましては、海外のスマートフォン向け売上が好調に推移したことにより、増収となりました。セグメント利益は、増収効果に加え、前連結会計年度の香港およびシンガポールにおける貸倒引当金繰入額が剥離したことにより、黒字に転換しました。

以上の結果、売上高は2,824億20百万円（前連結会計年度比10.5％増）、セグメント利益は39億54百万円（前連結会計年度は68億80百万円の損失）となりました。

［電子機器事業］

電子機器事業におきましては、４Ｋや監視カメラ等の需要増により、増収となりました。また、増収効果と利益率の向上により、セグメント利益は大きく伸長しました。

以上の結果、売上高は180億91百万円（前連結会計年度比6.5％増）、セグメント利益は４億１百万円（前連結会計年度比60.2％増）となりました。

［システム機器事業］

非接触ＩＣカード関連事業におきましては、電子マネーの用途の広がりは継続していますが、足元の需要が減速し、売上高は微減となりました。また、半導体および電子部品の信頼性試験・環境物質分析サービス事業におきましては、車載向けの引き合いが増加していますが、九州における大雨の影響もあり、売上高は微減となりました。

以上の結果、売上高は28億９百万円（前連結会計年度比2.8％減）、セグメント利益は２億１百万円（前連結会計年度比1.9％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の状況につきましては、総額６億９百万円であり、その主なものは連結子会社の事業用資産であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の資金調達の状況につきましては、主に短期借入金で賄っておりますが、一方で債権流動化も推進し、資産の圧縮に努めております。また、グループファイナンスを実施し、グループ内の運転資金の調達コストの低減および安定化を図っております。

(2) 財産および損益の状況

① 当社グループの財産および損益の状況

区分	第6期 (平成27年3月期)	第7期 (平成28年3月期)	第8期 (平成29年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高(百万円)	253,811	276,709	273,752	301,449
親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失)(百万円)	2,276	△6,227	△8,688	2,129
1株当たり当期純利益(△は損失)(円)	145.04	△396.71	△553.49	135.64
総資産(百万円)	129,859	115,758	124,237	116,388
純資産(百万円)	54,445	47,078	37,154	39,768
1株当たり純資産額(円)	3,442.39	2,973.11	2,340.69	2,506.08

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分	第6期 (平成27年3月期)	第7期 (平成28年3月期)	第8期 (平成29年3月期)	第9期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売上高(百万円)	−	120,507	123,537	131,006
当期純利益(△は損失)(百万円)	675	4,080	△6,219	3,867
1株当たり当期純利益(△は損失)(円)	43.00	259.92	△396.21	246.39
総資産(百万円)	39,987	69,897	74,147	80,439
純資産(百万円)	26,844	30,289	23,383	26,909
1株当たり純資産額(円)	1,710.13	1,929.62	1,489.70	1,714.36

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり純損失は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ＵＫＣテクノソリューション	百万円 350	100.0%	システム機器の製造販売、品質検査
(株) ＵＷテクノロジーズ	百万円 334	100.0%	電子部品の販売
UKC ELECTRONICS (S) PTE, LTD.	万シンガポールドル 430	100.0%	電子部品の販売
UKC ELECTRONICS (H.K.) CO., LTD.	万米ドル 2,526	100.0%	電子部品の販売
UKC EMS SOLUTION (SHANGHAI) CO., LTD.	万米ドル 400	100.0% (100.0%)	電子部品の販売
USC ELECTRONICS (KOREA) CO., LTD.	百万ウォン 2,000	100.0% (100.0%)	電子部品の販売
共信コミュニケーションズ(株)	百万円 400	80.0%	電子機器の販売
(株)インフィニテック	百万円 50	60.0%	電子機器の販売
KYOSHIN TECHNOSONIC (K) CO., LTD.	百万ウォン 12,000	100.0% (100.0%)	電子部品の販売
UKC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.	万米ドル 50	100.0% (100.0%)	電子部品の販売
CU TECH CORPORATION	百万ウォン 7,000	100.0%	電子部品の製造販売
東莞新優電子有限公司	万米ドル 500	100.0% (100.0%)	電子部品の製造販売
CU TECH VIETNAM CO.,LTD.	万米ドル 500	100.0% (100.0%)	電子部品の製造販売

(注) ( )内の数字は間接所有による議決権比率で、内数であります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属しておりますエレクトロニクス業界は、自動車等とならびグローバル化が最も進んでいる業界の一つです。テクノロジーが日進月歩で進化していく中、マーケットの遷移、メーカーの盛衰等が地球規模で起こっています。近年は特にこれまで市場を牽引してきた先進国市場の成熟化、停滞の一方で、中国やインドに代表される新興国の消費市場の拡大と製造業の興隆が顕著になってきています。経済構造改革に伴う新興国の一時的停滞は予見されるものの、この傾向は不可逆的に今後も継続していくものと考えます。

このような事業環境下、当社グループとしましては、主軸の映像関連事業に加えて、成長領域に事業を拡張させることで、継続的に企業価値の向上を図っていくことを中長期的な基本戦略としております。

上記の基本戦略を踏まえ、当社グループが対処すべき主要課題は以下のとおりです。

① 商材の拡張

当社の強みである映像関連の事業基盤をより強化、拡大することに資する商材に加えて、成長が期待されるアプリケーション領域（環境・エネルギー、自動車、医療、他産業機器）や地域（中国・ＡＳＥＡＮ）にフィットした新規商材の開拓と拡販に注力してまいります。

② 販路の拡張

中国・ＡＳＥＡＮを中心としたアジア圏へビジネスの比重が移ってきている中、同地域への販売力強化を図るべく、自社リソースの効率的展開やM＆Ａ・事業提携を積極的に推進します。

③ 事業領域の更なる拡張

当社グループの売上高の９割以上を占める半導体および電子部品事業は主に物販とそれに必要な技術サポート、ならびにＥＭＳ事業で構成されています。顧客の利便性を考慮すると、今後は個別商材の販売やその組み合わせにとどまらず、顧客のニーズを総合的に満たすシステム化（ソリューション化）が重要と考えています。その実現に向けて、当社グループの経営資源を補完するハード・ソフトウェア技術やサービスを外部から積極的に取り入れてまいります。

当社は、前事業年度において、当社連結子会社における不適切な会計処理が判明し、過去４期に遡って有価証券報告書の訂正報告書を提出するとともに、決算短信等の訂正を行いました。平成29年７月19日の第三者委員会調査報告書の受領を受け、当社取締役会により平成29年７月20日に設置された当社社外取締役、監査役、弁護士および公認会計士からなる第三者委員会報告書検討委員会は、基本的な課題認識、再発防止に係わる基本方針および具体的な再発防止策や経営責任の明確化について計６回協議検討し、当社に提言を行いました。当社取締役会は、第三者委員会報告書検討委員会の提言をそのまま受け入れ、平成29年８月14日開催の取締役会において、再発防止策の具体的な方針について決議しました。

平成29年９月の新体制発足直後、当社設立以降初めて、国内グループ会社役職員を集めた全体会同を開催し、当社代表取締役社長がコンプライアンス徹底と明るく透明性ある会社運営をする旨、宣言しました。また、外部専門家のサポートも受けた全社レベルの再発防止策に関わるプロジェクトを核として、改善措置の整備・運用を確実なものにすべく邁進してまいりました。

再発防止に係る基本方針および具体的な改善措置は以下のとおりです。
再発防止に係る基本方針：役職員のコンプライアンス意識の徹底と経営の意思決定プロセスの透明化を図るとともに、特に海外グループ会社における経営リスクについて、実務レベル、マネジメントレベル、取締役会レベルで大小の網を張り、管理・監督・指導するPDCAシステムを再構築する。

具体的な改善措置は以下のとおりです。
① 企業風土の改革
コンプライアンス意識、建設的なコミュニケーション・議論を尊重する企業風土を醸成するとともに、重要事項（新規事業、新規取引、回収遅延債権への対応、設備投資等）に係る意思決定プロセスの透明化を図る。
イ．グループ全体の役職員へのコンプライアンス研修の実施
ロ．経営会議の機能を向上させたグループ経営会議の設置
当社単体に係る情報共有、重要意思決定の場から、海外グループ会社の重要意思決定の協議・検討も行う場へと進化
・開催頻度：月１回定例（必要に応じ臨時開催）
・参加メンバー：社外を含む取締役・監査役、議題に関連するグループ執行役員・グループ会社トップ等
・グループ経営会議の協議内容を受けて、取締役会で意思決定を行う
ハ．管掌取締役の明確化によるガバナンスの強化
営業管掌取締役（ならびに海外営業担当グループ執行役員、国内営業担当グループ執行役員）、および管理管掌取締役を設置し、ガバナンス態勢を確立
② 内部管理体制の強化
グループ会社管理、グループリスク管理、ガバナンス・コンプライアンス強化に係る部署を新設し、上記新設部署および内部監査室の人材の強化（外部からの採用を含む）を実施する。各部署は、それぞれのミッション（管理、牽制、監査機能）を遂行するとともに、情報共有、連携を強化することで、管理漏れの防止を徹底する。
イ．リスク管理室（管理管掌取締役の直轄）
主に海外グループ会社の与信管理、事業管理、グループリスク情報の吸い上げを行い、問題があれば、対応策を検討・立案し、速やかに取締役会に諮るとともに、監査役会に報告

ロ．コンプライアンス推進室（管理管掌取締役の直轄）
　役職員へのコンプライアンス研修の企画、実行により、グループ全体のコンプライアンス意識啓発・徹底とその効果測定を実施。また、コンプライアンス違反等の問題の情報収集・対応窓口機能を担う
ハ．内部監査室
　人材の補強を行うとともに、監査役会とより一層連携し、特に海外グループ会社における事業執行、経営リスクに係る十二分な内部監査を遂行する

③ 取締役会の機能の充実
取締役会の運営基本方針を「取締役会への報告事項および審議事項に関して、海外子会社を含む各事業部門の重要な意思決定に係る事項が漏れなく上程されるような運用とする」とし、同運営基本方針に合わせた取締役会規程の改正を行い、適正な運用を図る。

④ 社外取締役のさらなる活用
イ．定期的に、企業経営、海外事業、財務・リスク管理等に豊富な知見と経験を持つ社外取締役とグループ執行役員クラスとの間で、重要な案件（ビジネス機会とそのリスク、財務的課題等）を共有、議論する場を設定し、外部役員の有益なアドバイスを事業運営に活用する
ロ．社外取締役の活用を推進するため、社外取締役サポート課を総務部内に新設

⑤ 取締役、監査役、監査法人との連携
取締役（業務執行役員）と監査役間、取締役（業務執行役員）と監査法人間のコミュニケーション、さらには社外取締役も加えた監査法人との定期的なコミュニケーションの場を設け、経営・事業の機会やリスクに係る情報を共有する。

なお、当社は、本株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。これにより、取締役会のさらなる機能の充実をはじめ、コーポレートガバナンスの強化を推進していく所存です。
株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、半導体および電子部品の販売事業、電子機器の販売事業ならびにシステム機器（産業電子機器および伝送端末機器等）の開発・製造および販売事業を営んでおります。

当社は、事業持株会社として、グループ全体の経営を統括するとともに、半導体および電子部品の販売事業を営んでおります。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業部門	主要製品	
半導体および電子部品事業	半導体	イメージセンサー、メモリー、マイコン、システムＬＳＩ、パワーデバイス、その他半導体
	電子部品・その他	液晶パネル、バッテリー、光学ピックアップ、ＡＣＦ、基板、タッチパネル、複合部品、その他一般電子部品、ＬＥＤ照明、太陽光パネル
	ＥＭＳ	電子機器受託製造サービス(Electronic Manufacturing Service)
電子機器事業	電子機器	各種ＶＴＲ、カメラ、音響映像関連機器、ビデオプリンター
	記録媒体品	磁気テープ、光ディスク、データ記録用ディスク
	製品	電子機器を組み合わせたシステム製品、セキュリティ関連製品
	その他	電子機器の修理、ＡＶ機器のレンタル、教育用ソフトウェア
システム機器事業	産業電子機器および伝送端末機器	非接触ＩＣカード（FeliCa、NFC）R/Wモジュール、電子決済端末、出入管理端末
	その他	信頼性試験受託業務、環境物質分析受託業務

(6) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

当　　社	本社（東京都品川区）、西東京営業所（東京都立川市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、松本営業所（長野県松本市）
（株）ＵＫＣテクノソリューション	本社（東京都品川区）、横浜事業所（神奈川県横浜市）、厚木ＱＩセンター（神奈川県厚木市）、鹿児島ＱＩセンター（鹿児島県霧島市）、大分ＱＩセンター（大分県国東市）、熊本ＱＩセンター（熊本県菊池郡大津町）
（株）ＵＷテクノロジーズ	本社（東京都品川区）
UKC ELECTRONICS (S) PTE,LTD.	本社（シンガポール共和国）
UKC ELECTRONICS (H.K.) CO., LTD.	本社（中華人民共和国香港特別行政区）
UKC EMS SOLUTION (SHANGHAI) CO., LTD.	本社（中華人民共和国上海市）
USC ELECTRONICS (KOREA) CO., LTD.	本社（大韓民国水原市）
共信コミュニケーションズ（株）	本社（東京都品川区）
（株）インフィニテック	本社（東京都品川区）
KYOSHIN TECHNOSONIC (K) CO., LTD.	本社（大韓民国ソウル特別市）
UKC ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.	本社（中華人民共和国上海市）
CU TECH CORPORATION	本社（大韓民国京畿道平澤市）
東莞新優電子有限公司	本社（中華人民共和国東莞市）
CU TECH VIETNAM CO.,LTD.	本社（ベトナム社会主義共和国ハナム省）

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
半導体および電子部品事業	1,873（８）名	＋262（＋１）名
電子機器事業	210（７）	＋７（－３）
システム機器事業	49（８）	０（－１）
全社	69（０）	＋７（０）
合計	2,201（23）	＋276（－３）

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない当社グループの管理部門に所属しているものであります。
３．前連結会計年度末と比べ、使用人数が276名増加をしておりますが、その主な理由は、海外連結子会社の使用人数の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269（8）名	＋11（＋１）名	42.5歳	14.7年

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当社使用人のうち、当社連結子会社の(株)ＵＫＣテクノソリューションならびに同社の前身である(株)ユーエスシーおよび共信テクノソニック(株)からの転籍者および出向者につきましては、平均勤続年数の算定にあたり、当該各社の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
（株）三菱東京ＵＦＪ銀行	15,725百万円
（株）みずほ銀行	13,111
（株）東京都民銀行	4,855
（株）三井住友銀行	2,868
三菱ＵＦＪ信託銀行（株）	956
明治安田生命保険（相）	300

（注）１．(株)三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で(株)三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。
２．(株)東京都民銀行は、平成30年５月１日付で(株)八千代銀行、(株)新銀行東京と合併し、(株)きらぼし銀行に商号変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　57,000,000株

② 発行済株式の総数　15,700,021株

（注）上記には自己株式3,367株が含まれております。

③ 株主数　4,227名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
みずほ信託銀行（株）退職給付信託ソニー株003口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行（株）	2,234千株	14.23%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,309	8.34
（株）オフィスサポート	806	5.14
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	742	4.73
みずほ信託銀行（株）退職給付信託東京都民銀行口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行（株）	623	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	612	3.90
（株）三菱東京ＵＦＪ銀行	496	3.16
日本マスタートラスト信託銀行（株）（信託口）	384	2.45
中山邦子	374	2.38
（株）みずほ銀行	370	2.35

（注）１．持株比率は自己株式（3,367株）を控除して計算しております。

２．みずほ信託銀行(株)退職給付信託ソニー株003口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行(株)の持株数2,234千株につきましては、有価証券信託契約により、ソニー(株)が議決権行使指図を行う旨みずほ信託銀行(株)より通知を受けております。

３．みずほ信託銀行(株)退職給付信託東京都民銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行(株)の持株数623千株につきましては、退職給付信託契約により、(株)東京都民銀行が議決権行使指図を行う旨みずほ信託銀行(株)より通知を受けております。

4．(株)三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で(株)三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。
5．(株)東京都民銀行は、平成30年５月１日付で(株)八千代銀行、(株)新銀行東京と合併し、(株)きらぼし銀行に商号変更しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗田 伸樹	管理管掌
取締役	田口 雅章	グループ会社管理担当
取締役	矢島 浩	営業管掌 グローバル・デバイス事業本部長
取締役	島崎 憲明	(株)オートバックスセブン社外取締役 野村ホールディングス(株)社外取締役 野村證券(株)取締役 (株)ロジネットジャパン社外取締役 日本公認会計士協会顧問
取締役	岩本 永三郎	ダブルスコープ(株)監査役
常勤監査役	森田 清文	
監査役	坂倉 裕司	リレーションズＪＡＰＡＮ(株)代表取締役 (株)オートバックスセブン社外監査役
監査役	戸川 清	VISTOM Marketing代表 昭和電線ホールディングス(株)社外取締役

(注) 1．取締役田口雅章氏は、平成30年３月31日付で辞任いたしました。
2．取締役島崎憲明氏および取締役岩本永三郎氏は、社外取締役であります。
3．監査役坂倉裕司氏および監査役戸川清氏は、社外監査役であります。
4．常勤監査役森田清文氏は、過去に(株)ユーエスシーおよび当社の財務業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社は、取締役島崎憲明氏、取締役岩本永三郎氏、監査役坂倉裕司氏、監査役戸川清氏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
大根田 伸行	平成29年６月29日	辞任	社外取締役 一橋大学大学院客員教授
福寿 幸男	平成29年９月15日	任期満了	代表取締役社長
松村 幸祐	平成29年９月15日	任期満了	社外監査役 ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)企画管理部門経営管理部統括部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）および各監査役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人数	支給額
取締役	7名	118百万円
監査役	3	27
合計 （うち社外役員）	10 （5）	146 （32）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成22年６月29日開催の第１回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成22年６月29日開催の第１回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

３．取締役の支給人数および支給額には、平成29年９月15日をもって退任した取締役１名および、平成29年６月29日をもって退任した社外取締役１名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

４．監査役の支給人数および支給額には、平成29年９月15日をもって退任した無報酬の社外監査役１名を含めておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役島崎憲明氏は、(株)オートバックスセブンの社外取締役、野村ホールディングス(株)の社外取締役、野村證券(株)の取締役、(株)ロジネットジャパンの社外取締役および日本公認会計士協会の顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外取締役岩本永三郎氏は、ダブルスコープ(株)の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役坂倉裕司氏は、リレーションズJAPAN(株)の代表取締役および(株)オートバックスセブンの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・社外監査役戸川清氏は、VISTOM Marketingの代表および昭和電線ホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

a．取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（23回開催）		監査役会（19回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役島崎憲明	23／23回	100%	—	—
取締役岩本永三郎	11／11回	100%	—	—
監査役坂倉裕司	22／23回	95%	19／19回	100%
監査役戸川清	10／11回	90%	10／11回	90%

（注）　社外取締役岩本永三郎氏および社外監査役戸川清氏は、平成29年９月15日開催の第８回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

b．取締役会および監査役会における発言状況

・社外取締役島崎憲明氏は、総合商社の経営者としての幅広い経験と会計分野の卓越した見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・社外取締役岩本永三郎氏は、国内外の半導体メーカー／商社における経営者を含む幅広い経験と卓越した見識に基づき、特に当社主要事業である半導体および電子部品事業に関して、取締役会において客観的な見地から適宜必要な発言を行っております。

・社外監査役坂倉裕司氏は、総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、そしてM＆Aアドバイザリーファームの最高財務責任者としての長年にわたる実務経験と培った各種見識に基づき、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

・社外監査役戸川清氏は、機能材料、先端部品・システムメーカーの営業責任者、経営戦略責任者や大学講師としての幅広い経験と卓越した見識に基づき、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名　称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	153百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	153百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度の訂正報告書に係る監査報酬の額を含んでおります。

3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4．当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility）への取り組みを企業経営の基本を成すものと位置付け、企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンス体制の推進・改善を積極的に行い、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムの基本方針を定めるとともに、今後とも社会・経済情勢その他の環境の変化に応じ不断の見直しを行い、その改善・充実に努めてまいります。

① 取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役および使用人の行動規範として、企業倫理や法令を遵守し責任ある行動をとり、信用を重視し反社会的勢力との関係を遮断して、永続的に社会に貢献していくことを目的として「ＵＫＣ行動規範」を制定し、管理・運用責任者としての代表取締役社長の下、コンプライアンス意識の高揚と徹底を図っております。

【運用状況の概要】

行動規範を周知・実践すべく、携帯用カードを国内外全グループ役員・従業員に配付している。また、監査役監査ならびに内部監査室監査にて行動規範の周知、実践の確認をしている。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理するものとします。

【運用状況の概要】

取締役会関連文書等は「取締役会規程」や「文書管理規程」に基づき保管年限および所管部署等を定め適切に管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社およびグループ会社の企業価値の最大化を目的とした戦略的リスク経営の実践を図ります。この実効性を確保するため、事業別戦略・経営計画と併せて、リスクテイク計画およびリスク許容度を設定するなどの体制を整備・推進します。

各部門の長である取締役および使用人は各々その有するリスクの洗い出しを行い、危険の大小や発生の可能性に応じ適切な対策を実施し、損失の危険を最小限にとどめるために必要な対応を行います。

【運用状況の概要】

「グループの統合リスク管理（ＥＲＭ）に関する基本方針」を制定し、その規定に基づき、各部門の長である取締役および使用人は各々その有するリスクの洗い出しを行っている。その内容は四半期毎に取締役会やその他関係者で情報共有しており、重要なリスクに関してはその対応方法に関する指示命令を行っている。また、「ＵＫＣグループ事業継続基本方針」を制定し、不測の事態に備えた体制を構築している。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は環境変化に対応した当社グループ発展のための目標を定めるため、中期経営計画および単年度計画を策定しております。

取締役会は、毎月１回定例的に開催し、重要な事項について慎重な意思決定を行うとともに、経営と業務執行の分離の観点から、「業務分掌規程」・「職務権限規程」により職務権限と責任を明確にした上で、代表取締役およびその他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせ、意思決定の迅速化を図り、職務の執行の効率化を確保しております。

【運用状況の概要】

上記規程中の金額等の量的基準および質的基準に基づき、意思決定機関または意思決定者の決裁、審議、承認等に関する権限を明確にすることで、職務執行を効率的に行っている。

また取締役会の下にグループ経営会議を設けて、当社グループの経営上重要な業務の執行案件、事業リスク等について協議・検討を行っている。

「グループ経営会議規程」に基づき、当社グループの業務執行、事業リスク等の重要事項に関し、毎月１回定例的に開催（ただし、必要に応じて臨時に開催）し、協議・検討を行っている。

⑤　子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は持株会社として「グループ会社管理規程」に基づき海外現地法人を含む子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行っております。

【運用状況の概要】

上記規程に基づいて、子会社の経営に関する重要事項は、当社による事前承認または当社への報告の対象としており、また当社の内部監査部門が子会社の業務監査を実施し、当社監査役が連携して子会社の監査業務を行う事で子会社における業務の適正を図っている。また、毎期、内部監査年度計画を策定し、子会社に対する各種監査を実施している。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する目的で監査役室を設置しております。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保しております。

【運用状況の概要】
監査役の職務を補助する組織として監査役室を置き、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務をはじめ、監査役の職務補助を行う。

⑦ 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役または使用人は監査役会に対し当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項に加え、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとし、報告の方法については取締役と監査役との協議により決定します。

【運用状況の概要】
監査役は、取締役会、グループ経営会議および各種会議に出席し、監査役の立場から積極的に発言している。

ロ．監査役会は、必要に応じ代表取締役と情報交換を行い監査役監査の重要性と有用性に対する認識を一つにし、監査の実効性を確保しています。

【運用状況の概要】
代表取締役と監査役との間で意見および情報交換会を実施している。

(5) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主各位への利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、収益状況に対応した配当を行うことを基本方針としております。株主各位への安定した配当の維持と配当水準の向上に向けて、成長事業領域への投資や合理化投資を行い、中長期的な企業価値向上を担保する強固なグループ経営体制とコーポレートガバナンス体制を確立してまいります。また、内部留保金につきましては、上記投資に加え事業拡大に伴う資金需要の増加等に備える所存であります。

以上の基本方針を踏まえた上で、連結配当性向につきましては、35～40％を目処としております。

当期の期末配当金につきましては、１株当たり30円とさせていただきます。すでに実施済みの臨時配当金30円、中間配当金30円と合わせまして、年間配当金は１株当たり90円となります。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**107,791**	**流動負債**	**75,413**
現金及び預金	18,162	支払手形及び買掛金	32,554
受取手形及び売掛金	58,299	短期借入金	35,518
電子記録債権	3,866	1年内返済予定の長期借入金	2,300
商品及び製品	21,033	リース債務	84
仕掛品	837	未払法人税等	480
原材料及び貯蔵品	589	賞与引当金	424
前渡金	246	その他	4,050
繰延税金資産	365	**固定負債**	**1,206**
その他	5,016	リース債務	199
貸倒引当金	△626	繰延税金負債	581
固定資産	**8,596**	役員退職慰労引当金	43
有形固定資産	**3,100**	退職給付に係る負債	197
建物及び構築物	1,112	その他	183
機械装置及び運搬具	1,267	**負債合計**	**76,619**
工具、器具及び備品	317	**純資産の部**	
リース資産	277	**株主資本**	**34,918**
その他	124	資本金	4,383
無形固定資産	**263**	資本剰余金	5,871
投資その他の資産	**5,233**	利益剰余金	24,668
投資有価証券	4,191	自己株式	△5
繰延税金資産	126	**その他の包括利益累計額**	**4,419**
固定化営業債権	10,440	その他有価証券評価差額金	1,366
その他	2,110	為替換算調整勘定	3,069
貸倒引当金	△11,635	退職給付に係る調整累計額	△16
		非支配株主持分	**431**
		純資産合計	**39,768**
資産合計	**116,388**	**負債純資産合計**	**116,388**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**301,449**
売上原価		**285,678**
売上総利益		**15,771**
販売費及び一般管理費		11,386
営業利益		**4,384**
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	33	
仕入割引	8	
投資有価証券評価益	56	
受取補償金	168	
その他	117	415
営業外費用		
支払利息	727	
為替差損	88	
その他	74	890
経常利益		**3,908**
特別利益		
投資有価証券売却益	330	330
特別損失		
減損損失	63	
固定資産除却損	65	
事業整理損	482	
過年度決算訂正関連費用	362	973
税金等調整前当期純利益		**3,266**
法人税、住民税及び事業税	1,083	
法人税等調整額	14	1,098
当期純利益		2,167
非支配株主に帰属する当期純利益		38
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,129**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日　残高	4,383	6,342	23,010	△5	33,731
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△470	△470		△941
親会社株主に帰属する当期純利益			2,129		2,129
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△470	1,658	△0	1,186
平成30年３月31日　残高	4,383	5,871	24,668	△5	34,918

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年４月１日　残高	765	2,289	△44	3,010	412	37,154
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△941
親会社株主に帰属する当期純利益						2,129
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	600	780	27	1,408	18	1,427
連結会計年度中の変動額合計	600	780	27	1,408	18	2,614
平成30年３月31日　残高	1,366	3,069	△16	4,419	431	39,768

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**67,964**	**流動負債**	**52,755**
現金及び預金	8,372	買掛金	12,839
受取手形	1,247	短期借入金	34,952
売掛金	37,788	1年内返済予定の長期借入金	2,300
電子記録債権	3,181	未払金	2,170
商品	12,517	未払費用	96
前渡金	39	未払法人税等	46
関係会社短期貸付金	5,427	預り金	106
前払費用	163	賞与引当金	229
繰延税金資産	222	その他	14
未収入金	1,826	**固定負債**	**774**
その他	1,698	繰延税金負債	584
貸倒引当金	△4,521	退職給付引当金	88
固定資産	**12,475**	資産除去債務	86
有形固定資産	**168**	その他	14
建物	84	**負債合計**	**53,529**
工具、器具及び備品	56	**純資産の部**	
リース資産	16	**株主資本**	**25,534**
建設仮勘定	11	**資本金**	**4,383**
無形固定資産	**37**	**資本剰余金**	**19,634**
ソフトウエア	24	資本準備金	1,383
その他	13	その他資本剰余金	18,250
投資その他の資産	**12,268**	**利益剰余金**	**1,522**
投資有価証券	3,116	その他利益剰余金	1,522
関係会社株式	4,839	繰越利益剰余金	1,522
関係会社長期貸付金	15,521	**自己株式**	**△5**
差入保証金	246	**評価・換算差額等**	**1,375**
その他	10	その他有価証券評価差額金	1,375
貸倒引当金	△11,466	**純資産合計**	**26,909**
資産合計	**80,439**	**負債純資産合計**	**80,439**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**131,006**
売上原価		**124,124**
売上総利益		**6,881**
販売費及び一般管理費		6,457
営業利益		**423**
営業外収益		
受取利息	90	
受取配当金	2,949	
関係会社債務保証損失引当金戻入額	7,282	
その他	51	10,374
営業外費用		
支払利息	492	
為替差損	229	
貸倒引当金繰入額	5,852	
その他	12	6,587
経常利益		**4,210**
特別利益		
投資有価証券売却益	330	330
特別損失		
固定資産除却損	65	
過年度決算訂正関連費用	362	427
税引前当期純利益		**4,113**
法人税、住民税及び事業税	241	
法人税等調整額	3	245
当期純利益		**3,867**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
平成29年４月１日　残高	4,383	1,383	18,721	20,105	△1,874	△5	22,609	774	774	23,383
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			△470	△470	△470		△941			△941
当期純利益					3,867		3,867			3,867
自己株式の取得						△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								600	600	600
事業年度中の変動額合計	－	－	△470	△470	3,396	△0	2,925	600	600	3,526
平成30年３月31日　残高	4,383	1,383	18,250	19,634	1,522	△5	25,534	1,375	1,375	26,909

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月28日

株式会社ＵＫＣホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　尾　　淳　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　専　行　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＵＫＣホールディングスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＵＫＣホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月28日

株式会社ＵＫＣホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　尾　　淳　一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　　専　行	㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＵＫＣホールディングスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、重要な業務執行における意思決定プロセスの透明化が進められ、内部統制システムの重要な一部として経営者の業務執行を監督すべき取締役会の機能の改善が図られていることを確認しております。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、その運用について、当期において判明した不適切な会計処理に対して第三者委員会報告書検討委員会から提言された再発防止に係る基本方針及び具体的再発防止策を受け入れ、改善が図られていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月29日

株式会社ＵＫＣホールディングス　監査役会

常勤監査役　森　田　清　文　㊞

社外監査役　坂　倉　裕　司　㊞

社外監査役　戸　川　　清　㊞

以　上

メ　　モ

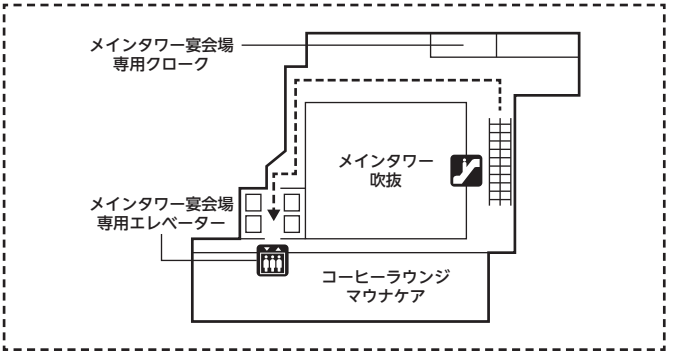
メ　　モ

メ　　モ

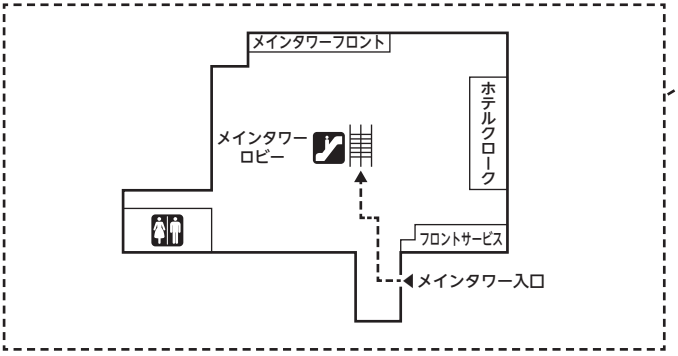
株主総会会場ご案内図

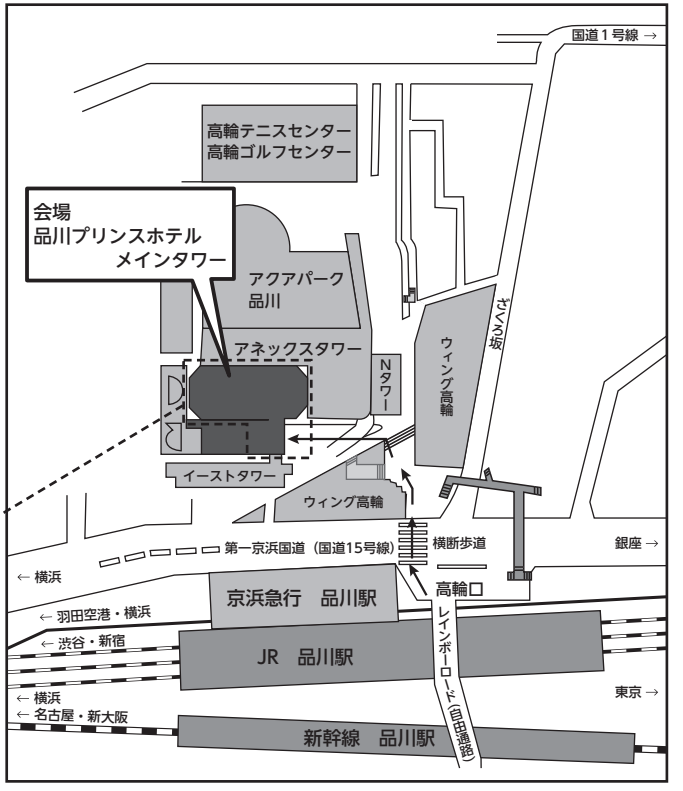
東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー30階 ダイヤモンド30
電話　03－3440－1111（代表）

〔2階フロア〕



〔1階フロア〕





（交通）　ＪＲ線品川駅（高輪口）・京浜急行線品川駅下車徒歩３分

（お願い）

＊　当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から２階までエスカレーターをご利用いただき、２階より宴会場専用エレベーターで30階までお越しください（詳細は上記フロアの図をご参照ください）。
当日の受付は30階の会場受付で行います。

＊　ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK